

いじめをなくそう！

- 1 いじめは絶対に許されない人権侵害です。いじめには、「悪口」「脅し」「からかい」「無視」「暴力」などがあり、大きな社会問題となっています。
- 2 いじめ被害を受けている人は、「知られたくない」「仕返しが怖い」ということから、3割以上が誰にも相談していないという実態があります。いじめを防止するには、早期発見と早期対応が重要です。
- 3 いじめに起因する事件は、平成19年以降減少傾向にありましたが、今年上半期は65件で、昨年同期に比べ18件増加しました。また、検挙・補導人員は125人で、昨年同期に比べ38人増と大幅に増加しました。

内訳は、小学生9人、中学生103人、高校生13人で、中学生が全体の約8割を占めています。

いじめ発見のポイント

- ① 家庭や地域での表情・態度
 - ・笑顔がなく沈みがちである
 - ・周りの様子を気にし、おどおどしている
- ② 身体・服装
 - ・身体に原因不明の傷がある
 - ・けがの原因をあいまいにする
 - ・登校時に身体の不調を訴え、休みがちになる
 - ・シャツやズボンが破けている
- ③ 金銭・持ち物
 - ・小遣いが不足し、母親や祖母に借金をする

- ・腕時計などをなくした、落としたなどとうそを言う
- ・かばんや筆箱などを隠される

④ ことば・行動

- ・他の子どもたちからまったく話しかけられない
- ・いつもぽつんと一人でいたり、泣いたりしている
- ・登校を渋ったり、物忘れが多くなったりする
- ・家から金品を持ち出す

⑤ 遊び・友人関係

- ・友達から不快に思う呼び方をされる
- ・友達から笑われたり冷やかされたりする
- ・使い走りをさせられている

いじめの相談先電話番号

○文部科学省「24時間いじめ相談ダイヤル」

0570-0-78310（なやみ言おう）

○法務省・人権擁護局「子ども人権110番」

0120-007-110（平日8:30～17:15）

○警視庁ヤング・テレホン・コーナー

03-3580-4970（平日8:30～20:00）

（土・日8:30～17:00）